特別支援学校学習指導要領解説総則等編(高等部)

比較対照表

	T
改 訂 案	現 行
第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部	第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部
の専門教科・科目	の専門教科・科目
第1節 保健理療	第1節 保健理療
1 (略)	1 (略)
2 保健理療科の設置と教育課程の編成	2 保健理療科の設置と教育課程の編成
(略)	(略)
(1) 本科に設置される保健理療科における教育課程の編成	(1) 本科に設置される保健理療科における教育課程の編成
(略)	(略)
① 教育の内容	① 教育の内容
教育の内容について,学校が独自に授業科目を設定できるようにす	教育の内容について,学校が独自に授業科目を設定できるようにす
るため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。	るため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。
ア 教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。	ア 教育内容は,「基礎分野」,「専門基礎分野」,「専門分野」である。
イ 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設	イ 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設
定するものとし,「科学的思考の基盤」,「人間と生活」である。 <u>な</u>	定するものとし,「科学的思考の基盤」,「人間と生活」である。
お、認定規則(平成 29 年 3 月 31 日一部改正)別表第一備考に示	
される、「コミュニケーション」については、基礎分野の中で取り	
扱うものとする。	
ウ 専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防	ウ 専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防

及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり 及びきゆうの理念」である。

- エ 専門分野は、「基礎あん摩マツサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゆう学」、「臨床あん摩マツサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床はり学」、「臨床きゆう学」、「社会あん摩マツサージ指圧学」、「社会はり学」、「社会もゆう学」、「実習」、「臨床実習」及び「総合領域」である。
- オ 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、 医学及び人間教育等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色 を発揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこた えることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付 けられた。ただし、本科保健理療科については、「総合領域」を基 礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができ る。なお、認定規則(平成29年3月31日一部改正)別表第一備 考に示される、「あん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの歴史」 については、総合領域で取り扱うこととされているが、他の教育 内容においても取り扱うことができるものとする。

なお、本科保健理療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうにかかわる内容については、取り扱わない。

②~④ (略)

ところで、高等部学習指導要領においては、保健理療の教科に属する科目として11科目を示した。これらの科目のうち「保健理療情報活用」と「課題研究」を除く9科目と認定規則における教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。ただし、本科保健理療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうにかかわる内容につい

及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり 及びきゆうの理念」である。

- エ 専門分野は、「基礎あん摩マツサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゆう学」、「臨床あん摩マツサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床はり学」、「臨床はり学」、「社会あん摩マツサージ指圧学」、「社会はり学」、「社会はり学」、「大会をゆう学」、「実習(臨床実習を含む)」及び「総合領域」である。
- オ 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、 医学及び人間教育等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色 を発揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこた えることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付 けられた。ただし、本科保健理療科については、「総合領域」を基 礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができ る。

なお,本科保健理療科の場合,教育の内容のうち,はりやきゅうにかかわる内容については,取り扱わない。

$2\sim4$ (略)

ところで、高等部学習指導要領においては、保健理療の教科に属する科目として11科目を示した。これらの科目のうち「保健理療情報活用」と「課題研究」を除く9科目と認定規則における教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。ただし、本科保健理療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうにかかわる内容につい

ては取り扱わないので,この点に留意する必要がある。

認定規則の教育内容と保健理療の教科に属する科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領
	教 育 内 容	科目
専	人体の構造と機能	人体の構造と機能
門	疾病の成り立ち、予防及び回復	疾病の成り立ちと予防
基	の促進	生活と疾病
礎	保健医療福祉とあん摩マツサー	医療と社会
分	ジ指圧、はり及びきゆうの理念	
野		
	基礎あん摩マツサージ指圧学	基礎保健理療
	基礎はり学	
専	基礎きゆう学	
	臨床あん摩マツサージ指圧学	臨床保健理療
門	臨床はり学	
	臨床きゆう学	
分	社会あん摩マツサージ指圧学	地域保健理療と保健理療経
	社会はり学	営
野	社会きゆう学	
	実習	保健理療基礎実習
	臨床実習	保健理療臨床実習

(後段 略)

(2) (略)

ては取り扱わないので、この点に留意する必要がある。

認定規則の教育内容と保健理療の教科に属する科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領
	教育内容	科目
専	人体の構造と機能	人体の構造と機能
門	疾病の成り立ち、予防及び回復	疾病の成り立ちと予防
基	の促進	生活と疾病
礎	保健医療福祉とあん摩マツサー	医療と社会
分	ジ指圧、はり及びきゆうの理念	
野		
	基礎あん摩マツサージ指圧学	基礎保健理療
	基礎はり学	
専	基礎きゆう学	
	臨床あん摩マツサージ指圧学	臨床保健理療
門	臨床はり学	
	臨床きゆう学	
分	社会あん摩マツサージ指圧学	地域保健理療と保健理療経
	社会はり学	岩
野	社会きゆう学	
	実習	保健理療基礎実習
	臨床実習	保健理療臨床実習

(後段 略)

(2) (略)

(略) (略) 4 各科目 4 各科目 「医療と社会」 「医療と社会」 $(1)\sim(3)$ (略) $(1)\sim(3)$ (略) 「人体の構造と機能】 「人体の構造と機能】 $1 \sim 3$ $1 \sim 3$ (略) (略) 「疾病の成り立ちと予防] 「疾病の成り立ちと予防] \bigcirc $(1)\sim(3)$ (略) (略) [生活と疾病] [生活と疾病] \bigcirc (略) $1 \sim 3$ (略) [基礎保健理療] 「基礎保健理療] $(1)\sim(3)$ (略) $(1)\sim(3)$ (略) 「臨床保健理療」 「臨床保健理療」 (略) (略) (1)② 内容 2 内容 $(1) \sim (3)$ (略) $(1) \sim (3)$ (略) (4) 主な症状のあん摩・マッサージ・指圧施術 (4) 主な症状のあん摩・マッサージ・指圧施術 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸肩腕痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸肩腕痛 ア頭痛 ア頭痛 キ膝痛 キ膝痛 ク 高血圧と低血圧 カ 腰下肢痛 才 腰痛 カ 腰下肢痛 ク 高血圧と低血圧 腰痛 ケ 筋疲労 コ その他の症状 ケ 筋疲労 コ その他の症状

(4)については、「生活と疾病」での診察法を基本とした各症状の病態 生理、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、 これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、肩こりと肩関節痛は病態や原因が異なるため、従前

(4)については、「生活と疾病」での診察法を基本とした各症状の病態、 軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、これ らをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、肩こりと肩関節痛は病態や原因が異なるため、従前

の「イ 肩こり、肩関節痛」として示していたものを「イ 肩こり」と 「ウ 肩関節痛」とに分けて示すことに改めた。また、「筋疲労」につい ては、治療対象として必要な症状として新たに加えた。

アからケの各症状について,以下の事項を順序立てて,<u>生体観察を取</u>り入れて具体的に指導する。

- ① 診察(圧痛点の部位、筋緊張の部位、症状部位と経絡等)
- ② 治療法,適応と不適応,治療の限界,治療計画等
- ③ リスク管理,専門医への紹介等

なお、コについては、「生活と疾病」の内容の(2)のコで取り上げた症状を中心に指導する。

(5) 主な疾患のあん摩・マッサージ・指圧施術

けんしょう ねんざ きゅう

ア 筋筋膜炎, 腱鞘炎 イ 捻挫, 脱臼, 骨折

ウ 関節リウマチ エ 片麻痺 オ その他の疾患

(5)については、「生活と疾病」での学習を基本とした各疾患及びその症状の病態生理、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アからオの各疾患については、以下の事項を順序立てて、<u>生体観察を</u> 取り入れて具体的に指導する。

- ① 診察(圧痛点の部位,筋緊張の部位,疾患及び症状部位と経絡等)
- ② 治療法,適応と不適応,治療の限界,治療計画等
- ③ リスク管理,専門医への紹介等

イでは、脱臼、骨折の患部への施術が法的な制限行為であることを考

の「イ 肩こり、肩関節痛」として示していたものを「イ 肩こり」と 「ウ 肩関節痛」とに分けて示すことに改めた。また、「筋疲労」につい ては、治療対象として必要な症状として新たに加えた。

アからケの各症状について,以下の事項を順序立てて,具体的に指導 する。

- ① 診察(圧痛点の部位、筋緊張の部位、症状部位と経絡等)
- ② 治療法,適応と不適応,治療の限界,治療計画等
- ③ リスク管理,専門医への紹介等

なお、コについては、「生活と疾病」の内容の(2)のコで取り上げた症状を中心に指導する。

(5) 主な疾患のあん摩・マッサージ・指圧施術

けんしょう ねんざ きゅう

ア 筋筋膜炎, 腱鞘炎 イ 捻挫, 脱臼, 骨折

ウ 関節リウマチ エ 片麻痺 オ その他の疾患

(5)については、「生活と疾病」での学習を基本とした各疾患及びその症状の病態、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アからオの各疾患については,以下の事項を順序立てて,具体的に指導する。

- ① 診察(圧痛点の部位, 筋緊張の部位, 疾患及び症状部位と経絡等)
- ② 治療法,適応と不適応,治療の限界,治療計画等
- ③ リスク管理,専門医への紹介等

イでは、脱臼、骨折の患部への施術が法的な制限行為であることを考

慮し、これらの後遺症に対する施術方法を中心に指導する。	慮し、これらの後遺症に対する施術方法を中心に指導する。
なお、オについては、「生活と疾病」の内容の(3)で取り上げた疾患の	なお、オについては、「生活と疾病」の内容の(3)で取り上げた疾患の
うち、あん摩・マッサージ・指圧施術による有効性が高いものを中心に	うち,あん摩・マッサージ・指圧施術による有効性が高いものを中心に
指導する。	指導する。
(6)~(8) (略)	(6) \sim (8) (略)
③ (略)	③ (略)
[地域保健理療と保健理療経営]	[地域保健理療と保健理療経営]
①~③ (略)	①~③ (略)
[保健理療基礎実習]	[保健理療基礎実習]
①~③ (略)	①~③ (略)
[保健理療臨床実習]	[保健理療臨床実習]
①~③ (略)	①~③ (略)
[保健理療情報活用]	[保健理療情報活用]
①~③ (略)	①~③ (略)
[課題研究]	[課題研究]
①~③ (略)	①~③ (略)
5 (略)	5 (略)
第2節 理療	第2節 理療
1 (略)	1 (略)
2 教育課程の編成	2 教育課程の編成 (78%)
	(略)
① 教育の内容	① 教育の内容

教育の内容について、学校が独自に授業科目を設定できるように するため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

- ア 教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。 イ 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものとし、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」である。<u>な</u>お、認定規則(平成29年3月31日一部改正)別表第一備考に示される、「コミュニケーション」については、基礎分野の中で取り扱うものとする。
- ウ 専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防 及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり 及びきゆうの理念」とした。
- エ 専門分野は、「基礎あん摩マツサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゆう学」、「臨床あん摩マツサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床きゆう学」、「社会あん摩マツサージ指圧学」、「社会はり学」、「社会きゆう学」、「実習」、「臨床実習」及び「総合領域」である。
- オ 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、 医学及び人間教育等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色 を発揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこた えることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付 けられている。なお、認定規則(平成29年3月31日一部改正) 別表第一備考に示される、「あん摩マッサージ指圧、はり及びきゆ うの歴史」については、総合領域で取り扱うこととされているが、 他の教育内容においても取り扱うことができるものとする。

教育の内容について、学校が独自に授業科目を設定できるように するため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

ア 教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。 イ 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設 定するものとし、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」である。

- ウ 専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防 及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり 及びきゆうの理念」とした。
- エ 専門分野は、「基礎あん摩マツサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゆう学」、「臨床あん摩マツサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床はり学」、「臨床きゆう学」、「社会あん摩マツサージ指圧学」、「社会はり学」、「社会きゆう学」、「実習(臨床実習を含む。)」及び「総合領域」である。
- オ 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、 医学及び人間教育等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色 を発揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこた えることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付 けられている。

ところで、高等部学習指導要領においては、理療の教科に属する 科目として11科目が示してある。これらの科目と認定規則における 教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。

認定規則の教育内容と理療の教科に属する科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領
	教 育 内 容	科目
専	人体の構造と機能	人体の構造と機能
門	疾病の成り立ち,予防及び回復	疾病の成り立ちと予防
基	の促進	生活と疾病
礎	保健医療福祉とあん摩マツサー	医療と社会
分	ジ指圧、はり及びきゆうの理念	
野		
	基礎あん摩マツサージ指圧学	基礎理療学
	基礎はり学	
専	基礎きゆう学	
	臨床あん摩マツサージ指圧学	臨床理療学
門	臨床はり学	
	臨床きゆう学	
分	社会あん摩マツサージ指圧学	地域理療と理療経営
	社会はり学	
野	社会きゆう学	
	実習	理療基礎実習
	臨床実習	理療臨床実習

(後段 略)

ところで、高等部学習指導要領においては、理療の教科に属する 科目として11科目が示してある。これらの科目と認定規則における 教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。

認定規則の教育内容と理療の教科に属する科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領
	教 育 内 容	科目
専	人体の構造と機能	人体の構造と機能
門	疾病の成り立ち、予防及び回復	疾病の成り立ちと予防
基	の促進	生活と疾病
礎	保健医療福祉とあん摩マツサー	医療と社会
分	ジ指圧、はり及びきゆうの理念	
野		
	基礎あん摩マツサージ指圧学	基礎理療学
	基礎はり学	
専	基礎きゆう学	
	臨床あん摩マツサージ指圧学	臨床理療学
門	臨床はり学	
	臨床きゆう学	
分	社会あん摩マツサージ指圧学	地域理療と理療経営
	社会はり学	
野	社会きゆう学	
	実習(臨床実習を含む。)	理療基礎実習
		理療臨床実習

(後段 略)

(略) (略) 4 各科目 4 各科目 「医療と社会」 「医療と社会」 $1 \sim 3$ (略) $(1)\sim(3)$ (略) [人体の構造と機能] [人体の構造と機能] $1 \sim 3$ ① \sim ③ (略) (略) 「疾病の成り立ちと予防] 「疾病の成り立ちと予防] \bigcirc \bigcirc (略) (略) [生活と疾病] [生活と疾病] \bigcirc (略) $1 \sim 3$ (略) 「基礎理療学] 「基礎理療学] $(1)\sim(3)$ (略) \bigcirc (略) 「臨床理療学] 「臨床理療学〕 (略) (略) (1)② 内容 2 内容 (1) \sim (3) (略) (1) \sim (3) (略) (4) 主な症状の理療施術 (4) 主な症状の理療施術 ウ 肩関節痛 エ 頸肩腕痛 ウ 肩関節痛 工 頸肩腕痛 イ 肩こり イ 肩こり ア頭痛 ア頭痛 カ 腰下肢痛 キ 膝痛 ク 高血圧と低血圧 才 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝痛 ク 高血圧と低血圧 才 腰痛 ケ 筋疲労 コ その他の症状 ケ 筋疲労 コ その他の症状

(4)については、「生活と疾病」での診察法を基本とした各症状の病態 生理、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、 これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、肩こりと肩関節痛は病態や原因が異なるため、従前

(4)については、「生活と疾病」での診察法を基本とした各症状の病態、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、肩こりと肩関節痛は病態や原因が異なるため、従前

の「イ 肩こり、肩関節痛」として示していたものを「イ 肩こり」と 「ウ 肩関節痛」とに分けて示すことに改めた。また、「筋疲労」につい ては、治療対象として必要な症状として新たに加えた。

アからケの各症状について,以下の事項を順序立てて,<u>生体観察を取</u>り入れて具体的に指導する。

- ① 診察(圧痛点の部位,筋緊張の部位,症状部位と経絡等),
- ② 治療法、適応と不適応、治療の限界、治療計画等、
- ③ リスク管理、専門医への紹介等

なお、コについては、「生活と疾病」の内容の(2)のコで取り上げた症状を中心に指導する。

(5) 主な疾患の理療施術

けんしょう ねんざ きゅう

ア 筋筋膜炎, 腱鞘炎 イ 捻挫, 脱臼, 骨折

ウ 関節リウマチ エ 片麻痺 オ 末梢神経麻痺

カ アレルギー疾患 キ 気管支喘息 ク 狭心症

ケ 糖尿病 コ その他の疾患

(5)については、「生活と疾病」での学習を基本とした各疾患及びその症状の病態生理、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アからケ(イを除く)の各疾患については,以下の事項を順序立てて, 生体観察を取り入れて具体的に指導する。

- ① 診察(圧痛点の部位,筋緊張の部位,疾患及び症状部位と経絡等),
- ② 治療法,適応と不適応,治療計画,③ リスク管理,専門医へ

の「イ 肩こり、肩関節痛」として示していたものを「イ 肩こり」と 「ウ 肩関節痛」とに分けて示すことに改めた。また、「筋疲労」につい ては、治療対象として必要な症状として新たに加えた。

アからケの各症状について,以下の事項を順序立てて,具体的に指導 する。

- ① 診察(圧痛点の部位、筋緊張の部位、症状部位と経絡等)、
- ② 治療法,適応と不適応,治療の限界,治療計画等,
- ③ リスク管理,専門医への紹介等

なお、コについては、「生活と疾病」の内容の(2)のコで取り上げた症状を中心に指導する。

(5) 主な疾患の理療施術

けんしょう ねんざ きゅう

ア 筋筋膜炎,腱鞘炎 イ 捻挫,脱臼,骨折

ウ 関節リウマチ エ 片麻痺 オ 末梢神経麻痺

カ アレルギー疾患 キ 気管支喘息 ク 狭心症

ケ 糖尿病 コ その他の疾患

(5)については、「生活と疾病」での学習を基本とした各疾患及びその症状の病態、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アからケ(イを除く)の各疾患については,以下の事項を順序立てて, 具体的に指導する。

- ① 診察(圧痛点の部位, 筋緊張の部位, 疾患及び症状部位と経絡等).
- ② 治療法,適応と不適応,治療計画,③ リスク管理,専門医へ

の紹介等
イでは、脱臼、骨折の患部への施術が法的な制限行為であることを考
慮し、これらの後遺症に対する施術方法を中心に指導する。
なお、コについては、「生活と疾病」の内容の(5)で取り上げた疾患の
うち,理療施術による有効性が高いものを中心に指導する。
$(6) \sim (8)$ (略)
③ (略)
[地域理療と理療経営]
①~③ (略)
[理療基礎実習]
①~③ (略)
[理療臨床実習]
①~③ (略)

[理療情報活用] ①~③ (略) [課題研究]

5 (略)

(略)

 $1 \sim 3$

第3節 理学療法

 $1 \sim 5$ (略)

第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部 の専門教科・科目 の紹介等

イでは、脱臼、骨折の患部への施術が法的な制限行為であることを考慮し、これらの後遺症に対する施術方法を中心に指導する。

なお、コについては、「生活と疾病」の内容の(5)で取り上げた疾患の うち、理療施術による有効性が高いものを中心に指導する。

(6) \sim (8) (略)

③ (略)

「地域理療と理療経営〕

①~③ (略)

[理療基礎実習]

① \sim ③ (略)

[理療臨床実習]

①~③ (略)

[理療情報活用]

 \bigcirc (略)

[課題研究]

①~③ (略)

5 (略)

第3節 理学療法

 $1 \sim 5$ (略)

第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部 の専門教科・科目 第1節 印刷

 $1 \sim 4$ (略)

第2節 理容・美容

1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、理容・美 容の教科・科目の見直しを行った。

- ① 時代の進展に伴い、理容師及び美容師に必要とされる実践的な能力や態度を育成するとともに、専門性を確保するという観点から、内容等の改善を図ること。
- ② 情報化社会への進展に応じて、高等学校における情報に関する 科目の見直しに準じた科目の見直しを行うこと。

その具体的な改善点は,次のとおりである。

- ① 近年の化粧品開発の進展等に応じて、「理容・美容の物理・化学」 の科目の内容に香粧品概論を設けるなどして、基礎的な知識の確 実な習得を図ることとした。
- ② 「理容・美容情報処理」を「理容・美容情報活用」に改めた。 高等部学習指導要領の総則においては、理容・美容の教科に属する科 目として、「理容・美容関係法規」、「衛生管理」、「理容・美容保健」、「理 容・美容の物理・化学」、「理容・美容文化論」、「理容・美容技術理論」、 「理容・美容運営管理」、「理容実習」、「美容実習」、「理容・美容情報活 用」、「課題研究」の11 科目を掲げている。

なお、理容師養成施設指定規則指定規則及び美容師養成施設指定規則

第1節 印刷

 $1 \sim 4$ (略)

第2節 理容・美容

1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、理容・美容の教科・科目の見直しを行った。

- ① 時代の進展に伴い、理容師及び美容師に必要とされる実践的な能力や態度を育成するとともに、専門性を確保するという観点から、内容等の改善を図ること。
- ② 情報化社会への進展に応じて、高等学校における情報に関する 科目の見直しに準じた科目の見直しを行うこと。

その具体的な改善点は、次のとおりである。

- ① 近年の化粧品開発の進展等に応じて、「理容・美容の物理・化学」 の科目の内容に香粧品概論を設けるなどして、基礎的な知識の確 実な習得を図ることとした。
- ② 「理容・美容情報処理」を「理容・美容情報活用」に改めた。 高等部学習指導要領の総則においては、理容・美容の教科に属する科 目として、「理容・美容関係法規」、「衛生管理」、「理容・美容保健」、「理 容・美容の物理・化学」、「理容・美容文化論」、「理容・美容技術理論」、 「理容・美容運営管理」、「理容実習」、「美容実習」、「理容・美容情報活 用」、「課題研究」の11 科目を掲げている。

指定規則(以下「指定規則」という。)が平成29年3月31日にその一部が改正された。高等部学習指導要領に掲げている上記11科目のうち「理容・美容情報活用」と「課題研究」を除く9科目と指定規則における教科課目との対応関係を示すと下表のとおりである。

指定規則の教科課目と理容・美容の教科に属する科目との対応関係

指定規則	学習指導要領
<u>教科課目</u>	<u>科 目</u>
関係法規・制度	理容・美容関係法規・制度
衛生管理	衛生管理
保健	理容・美容保健
<u>香粧品化学</u>	理容・美容の物理・化学
文化論	理容・美容文化論
理容・美容技術理論	理容・美容技術理論
運営管理	理容・美容運営管理
理容実習	理容実習
美容実習	美容実習

 2~4 (略)
 2~4 (略)

 第3節 クリーニング
 第3節 クリーニング

 1~4 (略)
 第4節 歯科技工

 1~4 (略)
 第4節 歯科技工